

第16章 環境影響評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見とそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第24条の規定に基づき、令和4年9月29日に環境保全の見地からの国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見が提出されました。評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見とそれに対する都市計画決定権者の見解は、表16.1に示すとおりです。

表 16.1 (1) 評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の見解
総論	<p>(1) 調査、予測及び評価の再実施</p> <p>本事業の工事着手及び供用開始時期は確定されていないため、本事業の実施までに交通や周辺市街地の状況等が変化する可能性がある。また、具体的な施工方法についても決定されていない部分がある。このため、具体的な施工方法が決定された段階で、工事中及び供用開始後における社会環境、生活環境及び自然環境の状況について現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化の状況も考慮し、生活環境及び自然環境への影響について、本事業の工事着手前に、調査、予測及び評価する項目を再検討した上で、その結果を踏まえ、調査、予測及び評価を再実施すること。また、その時点における環境政策に応じて必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表すること。</p>	<p>事業実施までに交通や周辺市街地の状況等が変化する可能性があること、具体的な施工方法についても決定していない部分があることから、具体的な施工方法を決定する段階で、工事中及び供用開始後における社会環境、生活環境及び自然環境の状況について現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化の状況も考慮し、生活環境及び自然環境への影響について、本事業の工事着手前に、調査、予測及び評価する項目を再検討した上で、その結果を踏まえ、調査、予測及び評価を再実施します。また、その時点における環境政策に応じて必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表します。</p> <p>上記について、「第12章都市計画対象道路事業に係る環境影響の総合的な評価」(P.12-1~2)に記載しました。</p>

表 16.1 (2) 評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見と
都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見及び 都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の見解
総論	<p>(2) 環境保全措置の具体化</p> <p>今後の詳細な設計、事後調査等の結果を踏まえ、その内容を詳細なものにする必要がある環境保全措置については、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討すること。また、環境保全措置の具体化に当たっては、専門家等の意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保すること。</p>	<p>今後の詳細な設計、事後調査等の結果を踏まえ、その内容を詳細なものにする必要がある環境保全措置については、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討することとし、その旨を「第 12 章都市計画対象道路事業に係る環境影響の総合的な評価」(P.12-1)に記載しました。</p> <p>また、環境保全措置の具体化に関する専門家等の意見、検討にあたっての主要な論点やその対応方針等については、「第 13 章事後調査」(P.13-2)に示すとおり、長野県環境影響評価条例に基づく事後調査において適切に公表し、透明性及び客観性の確保に努めます。</p>
	<p>(3) 周辺工事との影響の低減</p> <p>事業実施区域の周辺において工事計画の検討が進められている「一般国道 20 号下諏訪岡谷バイパス」等について、本事業と工事期間が重複する場合は、当該工事の内容及び進捗状況の把握、調査結果等の情報収集並びに本事業の環境保全に係る情報の共有に努め、必要に応じ、追加的な調査及びそれを踏まえた環境保全措置を講ずることにより、周辺環境への影響を低減すること。</p>	<p>実施区域の周辺で計画されている「一般国道 20 号下諏訪岡谷バイパス」等について、本事業と工事期間が重複する場合は、当該工事の内容及び進捗状況の把握、調査結果等の情報収集並びに本事業の環境保全に係る情報の共有に努め、必要に応じ、追加的な調査及びそれを踏まえた環境保全措置を講ずることにより、周辺環境への影響の低減を図ることとし、その旨を「第 12 章都市計画対象道路事業に係る環境影響の総合的な評価」(P.12-1)に記載しました。</p>

表 16.1 (3) 評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見と
都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見及び 都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の見解
総論	<p>(4) 地域住民等への丁寧な説明 本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、工事説明会等の場を活用して、上記(1)～(3)を踏まえた本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。</p>	<p>工事の実施にあたっては、工事説明会等の場を活用して、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明を行うこととし、その旨を「第12章都市計画対象道路事業に係る環境影響の総合的な評価」(P.12-1)に記載しました。</p>
建設機械の稼働に係る粉じん等及び騒音	<p>事業実施区域及びその周辺には、都市計画法に基づき第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域に指定されている箇所があり、環境保全措置の実施を前提として、建設機械の稼働に係る粉じん等及び騒音の予測値が基準値以下となる地点が存在する。 このため、本事業の実施による建設機械の稼働による粉じん等及び騒音による影響を回避又は極力低減する観点から、散水、低騒音型建設機械の採用、仮囲い等の設置、作業方法の改善等の環境保全措置を確実に実施すること。また、建設機械の稼働に係る粉じん等及び騒音の影響が十分に低減できていないと判断された場合には、必要な措置を講ずること。</p>	<p>建設機械の稼働による粉じん等及び騒音については、「第11章 11.1 大気質」(P.11-1-79)及び「第11章 11.2 騒音」(P.11-2-96)に示すとおり、採用した環境保全措置を確実に実施します。 また、建設機械の稼働に係る粉じん等や騒音の影響が十分に低減できていないと判断された場合については、「第12章 都市計画対象道路事業に係る環境影響の総合的な評価」(P.12-1)に示すとおり、必要な措置を講じます。</p>

表 16.1 (4) 評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見と
都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見及び 都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の見解
自動車の走行に係る騒音及び道路の存在に係る日照阻害	<p>事業実施区域及びその周辺には、都市計画法に基づき第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域に指定されている箇所があり、現況において自動車騒音が環境基準を超過している地点が存在する。</p> <p>また、本事業の実施により、供用時に相当程度の交通量が見込まれるとともに、一部の区間において高架部（橋梁工）の道路構造が計画されていることから、騒音及び日照阻害による生活環境への影響が懸念される。</p> <p>このため、本事業の実施による自動車の走行に係る騒音及び道路の存在に係る日照阻害への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。</p> <p>ア 自動車の走行に係る騒音の環境保全措置を適切に実施すること。また、自動車の走行に係る騒音の影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の助言を踏まえ、必要な措置を講ずること。</p>	<p>自動車の走行に係る騒音については、「第 11 章 11.2 騒音」(P.11-2-71) に示すとおり、採用した環境保全措置を適切に実施します。</p> <p>また、自動車の走行に係る騒音の影響が十分に低減できていないと判断された場合については、「第 12 章都市計画対象道路事業に係る環境影響の総合的な評価」(P.12-1) に示すとおり、専門家等の助言を踏まえ、必要な措置を講じます。</p>
	<p>イ 本事業の環境保全措置として設置する遮音壁は、住居や環境の保全についての配慮が特に必要な施設の立地状況を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺の環境基準の達成に必要な区間、種類及び設計とすること。</p>	<p>本事業の環境保全措置として設置する遮音壁は、住居や環境の保全についての配慮が特に必要な施設の立地状況を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺の環境基準の達成に必要な区間、種類及び設計とし、その旨を「第 11 章 11.2 騒音」(P11-2-45)に記載しました。</p>
	<p>ウ 遮音壁の設置に当たっては、地域住民からの意見等を踏まえ、日照阻害等も考慮した上で、適切に騒音影響を低減できる位置、高さ、材質等を決定すること。また、設置後においても、その機能及び効果が継続的に維持されるよう適切に管理すること。</p>	<p>遮音壁の設置にあたっては、日照阻害等も考慮した上で、適切に騒音影響を低減できる位置、高さ、材質等とし、設置後においても、その機能及び効果が継続的に維持されるよう適切な管理に努めることとし、その旨を「第 11 章 11.2 騒音」(P.11-2-45)に記載しました。</p>

表 16.1 (5) 評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見と
都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見及び 都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の見解
地下水	<p>事業実施区域及びその周辺では、飲用に加え、酒蔵の水源、温泉源泉として広く地下水が利用されており、重要な地域資源となっている。本事業は、帯水層が分布する地層を掘削し、トンネル部分を施工することから、地下水位の低下等の影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>このため、本事業の実施による地下水への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。</p> <p>ア 工事着手前に地下水調査を行う等により現状を把握の上、専門家等の助言を踏まえて適切に環境保全措置を実施すること。</p>	<p>水象（地下水）の工事着手前の現状把握については、「第 3 章 都市計画対象道路事業の目的及び内容」（P.3-29）に示すとおり、事業実施段階においては、道路設計に必要な地下水情報を得るために、専門家等の意見及び指導を得ながら、詳細な地質調査を実施し、断層帯の詳細な位置、帯水層区分、尾根部を通るトンネルと地下水位の関係、地下水流動系と断層破砕帯との関係、河川と地下水との連続性や流出入の状況等の把握に努めます。</p> <p>水象（地下水）のうち、湧水量が変化する可能性があるとして予測された湧水については、「第 11 章 11.6 水象」（P.11-6-62）に示すとおり、工事着手前に地下水調査を行う等により現状を把握の上、専門家等の助言を踏まえて適切に環境保全措置を実施します。</p> <p>また、水象（地下水）のうち、水道の水源、酒蔵群の水源、湧水量はほとんど変化しないと予測された湧水、温泉源泉については、「第 12 章 都市計画対象道路事業に係る環境影響の総合的な評価」（P12-1）に示すとおり、予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、地下水調査を行う等により現状を把握の上、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます。</p>

表 16.1 (6) 評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見と
都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見及び 都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の見解
地下水	<p>イ 事後調査等により工事中及び工事完了後の地下水の状況把握に努め、適宜、その内容を公開するなど透明性及び客観性を確保すること。また、事後調査等の結果により、地下水に重大な影響が生じるおそれが確認された場合には、専門家等の助言を踏まえ、施工計画の見直しを含む必要な措置を講ずること。</p> <p>ウ 環境影響評価書に記載の「観測修正法による最適な工法の採用」により採用した施工方法については、その機能及び効果が継続的に維持されるよう適切に管理すること。</p>	<p>水象（地下水）のうち、湧水量が変化 する可能性があるとして予測された湧水につ いては、「第 13 章事後調査」（P.13-1～ 2）に示すとおり、事後調査等による工 事中及び工事完了後の状況把握に関し て、環境影響評価法及び長野県環境影響 評価条例に基づく事後調査において適切 に公表し、透明性及び客観性の確保に努 めます。また、事後調査の結果により、 湧水量が変化する可能性があるとして予測 された湧水に重大な影響が生じるおそれが 確認された場合には、「第 11 章 11.6 水 象」（P.11-6-61）に示すとおり、専門 家等の助言を踏まえ、施工計画の見直し を含む必要な措置を講じます。</p> <p>また、水象（地下水）のうち、水道の 水源、酒蔵群の水源、湧水量はほとんど 変化しないと予測された湧水、温泉源泉 については、「第 12 章 都市計画対象道 路事業に係る環境影響の総合的な評価」 （P.12-1）に示すとおり、予測し得な かった著しい影響が見られた場合には、 専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて 適切な措置を講じます。</p> <p>「観測修正法による最適な工法の採 用」により採用した施工方法につ いては、その機能及び効果が継続的に維持 されるよう適切な管理に努めることとし、 その旨を「第 11 章 11.6 水象」（P.11-6- 61）に記載しました。</p>
地形及び地 質、地盤	<p>事業実施区域東部には、軟弱地盤が分 布し、観測が行われていた平成 18 年度 まで地盤沈下が観測されている。また、 事業実施区域の一部と並行して活断層が 存在する等、土地の改変に配慮を要する 地域である。そのため、軟弱地盤や活断 層が存在する地域において土地の改変を 伴う工事を実施する場合は、工事着手前 に現状等を把握の上、国土交通省の技術 指針等に基づき、適切に道路構造、施工 方法等を検討すること。さらに、重大な 影響が生じるおそれが確認された場合に は、直ちに工事を中断し、必要な措置を 講ずること。</p>	<p>軟弱地盤地域及び断層帯については、 「第 3 章 都市計画対象道路事業の目的 及び内容」（P.3-29）に示すとおり、工事 着手前に現状等を把握の上、国土交通省 の技術指針等に基づき、適切に道路構 造、施工方法等を検討します。</p> <p>さらに、重大な影響が生じるおそれが 確認された場合には、直ちに工事を中断 し、必要な措置を講ずることとし、その 旨を、「第 3 章都市計画対象道路事業の 目的及び内容（事業特性）」（P.3-29）に 記載しました。</p>

表 16.1 (7) 評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見と
都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見及び 都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の見解
廃棄物等	<p>ア 工事に伴い発生する廃棄物については、できる限り、再生利用を図るとともに、工事着手までに、廃棄物の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物を適正に処理すること。</p>	<p>工事に伴い発生する廃棄物については、「第 11 章 11.15 廃棄物等」(P.11-15-5～6)に示すとおり、設定した目標値を上回るように、できる限り、再生利用を図るとともに、「第 11 章 11.15 廃棄物等」(P.11-15-2～3)に示すとおり、適正に処理します。</p> <p>また、工事に伴い発生する廃棄物については、廃棄物の種類や発生量に応じた処理方法を工事着手までに決定するとともに、処分先を工事着手までに決定するよう努めることとし、その旨を、「第 11 章 11.15 廃棄物等」(P.11-15-6)に記載しました。</p>
	<p>イ 本事業の施工に伴い発生する建設発生土は約 150 万 m³と予測されており、そのうち、約 129 万 m³を事業実施区域外へ搬出することとされている。このため、現場での利用を推進し、建設発生土の発生抑制に努めること。また、建設発生土の仮置場を設置する場合は、その設置場所の選定に当たり、周辺の生活環境及び自然環境への影響が懸念される区域を回避するとともに、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適切な管理を図り、建設発生土の飛散、流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。さらに、建設発生土の対象事業実施区域外への搬出に当たっては、工事間利用を推進するとともに、建設発生土の不適正処分等を防止するため、利用・処分の流れを把握・管理し、適切な利用・処分を確認すること。</p>	<p>本事業の施工に伴い発生する建設発生土は、「第 3 章 都市計画対象道路事業の目的及び内容」(P.3-30)に示すとおり、現場での利用を推進し、建設発生土の発生抑制に努めます。</p> <p>また、建設発生土の仮置場を設置する場合は、その設置場所の選定に当たり、周辺の生活環境及び自然環境への影響に配慮し、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適切な管理を図り、建設発生土の飛散、流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減することとし、その旨を「第 3 章 都市計画対象道路事業の目的及び内容」(P.3-30)に記載しました。</p> <p>さらに、建設発生土の対象事業実施区域外への搬出に当たっては、「第 11 章 11.15 廃棄物等」(P.11-15-2)に示すとおり、工事間利用を推進するとともに、建設発生土の不適正処分等を防止するため、利用・処分の流れを把握・管理し、適切な利用・処分を確認します。</p>

表 16.1 (8) 評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見と
都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見及び 都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の見解
温室効果ガス等	<p>2030 年度の中期削減目標及び 2050 年カーボンニュートラル達成に向けては、関連する施策の進捗状況を注視し、事業計画に適切に反映させていくことが重要である。</p> <p>地球温暖化対策計画に基づく 2030 年度の中期削減目標達成に向けては、省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明の LED 化等の省エネ設備の導入、道路管理に必要な電力について再エネを導入する等による温室効果ガスの排出削減に努めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討すること。</p> <p>また、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた、地球温暖化対策計画や、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和 3 年 10 月閣議決定)等の見直しの状況を踏まえつつ、道路交通政策全体の検討状況を注視し、必要に応じて本事業の計画に反映すること。</p> <p>加えて、都市計画決定権者である長野県においては、本事業に係る都市計画について、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づき、当該都市計画の目的の達成との調和を図りつつ、地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出削減対策等が行われるよう配慮すること。</p>	<p>省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明の LED 化等の省エネ設備の導入、道路管理に必要な電力について再エネを導入する等による温室効果ガスの排出削減に努めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討します。</p> <p>また、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた、地球温暖化対策計画や、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和 3 年 10 月閣議決定)等の見直しの状況を踏まえつつ、道路交通政策全体の検討状況を注視し、必要に応じて本事業の計画に反映します。</p> <p>さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づき、当該都市計画の目的の達成との調和を図りつつ、地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出削減対策等が行われるよう配慮します。</p> <p>上記について、「第 3 章都市計画対象道路事業の目的及び内容(事業特性)」(P. 3-32)に記載しました。</p>